

名誉臨床検査専門医認定制度規定

平成31年3月23日 制定

1. 日本臨床検査医学会は、名誉臨床検査専門医の認定制度を施行する。
2. 認定は臨床検査専門医・管理医審議会が行う。
3. 65歳以上で、本法人が認定する臨床検査専門医を1回以上更新した場合、または日本専門医機構が認定する「基本領域 臨床検査専門医」を1回以上更新した場合は、次の更新時に希望すれば、申請によって名誉臨床検査専門医として認定を受けることができる。
4. 本学会が認定する名誉臨床検査専門医は、本学会が認定する臨床検査専門医、または日本専門医機構が認定する「基本領域 臨床検査専門医」を兼ねることはできない。
5. 名誉臨床検査専門医認定の申請を行うものは認定後も継続して日本臨床検査医学会の会員でなければならない。
6. 認定期間は5年間とし、本人の申請によって更新することができる。

付則

1. この規定は、平成31年3月23日から実施する。
2. この規定を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。